

保連発0331第2号
令和7年3月31日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（ 公 印 省 略 ）

第3期全国医療費適正化計画の実績評価について

平素より医療保険制度の円滑な実施に当たり、格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第12条第3項の規定により、厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、当該計画の実績に関する評価（以下「実績評価」という）を行うものとされています。

また、同条第4項により、厚生労働大臣は、実績評価を行った際は、その結果を公表することとされています。

つきましては、第3期全国医療費適正化計画の実績評価を別紙のとおり行い、本日付で公表いたしましたのでお知らせいたします。

あわせて、別添のとおり、法第13条及び第14条の取扱いについて、改めて周知いたします。

引き続き医療費の適正化の推進にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

(別添)

(1) 法第 13 条の診療報酬に係る意見の提出等について

法第 13 条においては、都道府県は、法第 12 条第 1 項に基づく都道府県医療費適正化計画の実績評価の結果、都道府県医療費適正化計画における医療の効率的な提供の推進に関し当該都道府県における医療費適正化の推進のために達成すべき目標の達成のために必要があると認めるときは、

- ・ 都道府県は、国に対し、診療報酬に関する意見を提出することができる
- ・ 国は、都道府県から上記意見が提出されたときは、当該意見に配慮して、診療報酬を定めるように努める

こととされている。

(2) 法第 14 条の診療報酬の特例について

法第 14 条においては、国と都道府県が医療の効率的な提供の目標を計画に定め、計画期間において保険者・医療関係者等の協力も得ながら目標の達成に向けて取組を行った上で、計画終了後に、目標の達成状況を評価した結果に基づき、なお目標達成のため必要があると認めるときに、

- ・ 都道府県は、国に対し診療報酬に関する意見を提出できる。国は都道府県の意見に配慮して診療報酬を定めるよう努める
- ・ 国は、あらかじめ都道府県に協議した上で、都道府県の地域に別の診療報酬を定めることができる

こととされている。

この規定の運用の考え方については、社会保障審議会医療保険部会において議論され、平成 29 年 12 月 21 日に「議論の整理」がとりまとめられた。この「議論の整理」を踏まえ、法第 14 条の運用については、以下のようなプロセスに留意することとする。

- ① 医療費適正化計画の枠組みにおける第 14 条の規定については、都道府県において医療費適正化計画の目標の達成に向けて保険者・医療関係者等の協力を得ながら取組を行い、その取組状況の評価の結果を踏まえて、都道府県と協議した上で、厚生労働大臣が判断するプロセスとなっている。

このため、各都道府県においても、医療費適正化計画に関する取組の実績を分析し、これを評価した上で、既存の診療報酬や施策、取組の予定等を踏まえて、適用の必要性について検討していく必要がある。

- ② その際、各都道府県においては、保険者・医療関係者等が参画する保険者協議会での議論も踏まえて、第 14 条の規定の適用の必要性について検討していく必要がある。

- ③ 厚生労働省においては、都道府県の意見を踏まえ、中医協における諮問・答申を経て、診療報酬全体の体系との整合性を図りながら、医療費の適正化や適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められるかを議論した上で判断していく必要がある。